科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 5 月 13 日現在

機関番号: 1 2 6 0 1 研究種目: 基盤研究(B) 研究期間: 2009~2013

課題番号: 21330023

研究課題名(和文)多元的法秩序間の調整メカニズムに関する研究 EC法とEFTA法

研究課題名(英文)Studies on mechanisms for coordination of multipolar legal orders: EC law and EFTA I

研究代表者

伊藤 洋一(ITO, YOICHI)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:50201934

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 12,900,000円、(間接経費) 3,870,000円

研究成果の概要(和文): EEAは,立法権限の移譲を伴わないため,EC型の直接適用性・優越原理を持たないとされたにも拘わらず,EEAにおいてもEC法秩序との「同質性」を確保せねばならないという,そもそも不可能に近い制度設計の試みであったにも拘わらず,当初のEC法関係者の予想に反して,存続しえたのみならず,実際上ECにおけると同等の私人の権利保障を達成したと言われるようになっていることが明かとなった.この事実は,EC法が唯一の実効的な経済統合モデルとは必ずしも言えないこと,ヨーロッパにおける国際裁判所・国内裁判所相互間の「対話」に基づく法形成の重要性を示すものと思われる.

研究成果の概要(英文): Institutional design of EEA was regarded as "a mission impossible" because of its contradictory obejctives: ensuring "homogeneity" between EFTA pillar and EC pillar without transfering leg islative powers of EFTA States to the EEA institutions. Contrary to discouraging prediction by Community I awyers in its early years, the EEA is now said to have achieved almost the same result as in EC law in terms of judicial protection of individual rights. This finding suggests that EC law is not necessarily the sole model for economic integration and shows the importance of judicial dialogue between international and national courts in Europe.

研究分野: 法学

科研費の分科・細目:新領域法学

キーワード: EEA法 EU法 EFTA法 フラグメンテーション 国際組織法

1.研究開始当初の背景

現在 EEA の EFTA 側構成国は、アイスランド、 ノルウェー、リヒテンシュタインの3カ国の みであり、日本におけるビジネスローにとっ て、経済的利益という観点から見た重要性は、 EC・EU に遠く及ばない・そのため、日本においては、EEA の制度、特に EFTA 裁判所の研究は、従来殆どなされていなかった・EC 法研究者の間においても、EEA 設立条約と EC 条約との適合性に関して 1991 年に出された EC 裁判所の勧告的意見が関心の対象となった程度で、殆ど学問的関心の対象とされておらず、 国際法研究者の間では、そもそも EEA 自体が 殆ど知られていなかった・

ヨーロッパにおいても EEA 研究の蓄積は,質 量ともに EC・EU 法研究に遠く及ばない .1992 年の EEA 設立条約の成立直後の研究は,同条 約の註釈が中心であった(Jacot-Guillarmod, 1992; Norberg, 1993)が ,EFTA 裁判所が ,1994 年以降判例を形成し始めるにつれ,若干の評 釈文献が現れ始めた、その後 2000 年代に入 リ,EFTA 裁判所の判例コーパスがある程度蓄 積されてきたことを背景として,同裁判所の 10 周年記念論文集(Baudenbacher (ed.), The EFTA Court: Ten years on)が2005年に刊行 され,同裁判所の Baudenbacher 長官の記念 論文集が 2007 年に刊行されたことが注目さ れる程度であった、従って、国外の研究も緒 についたばかりと言って良い状態であった. 研究代表者伊藤は, EEA 設立条約調印前後の 1990 年代初頭から, EFTA 法と EC 法との間の 調整メカニズムに学問的関心を持っていた が ,EFTA 裁判所の判例法形成が未知数であっ た時点では,時期尚早と考え,具体的な研究 を開始するには至らなかった.しかし,EFTA 裁判所の活動開始とともに, EC 判例と EFTA 判例との相互影響作用が生まれ始めている らしいことに気付き,関心を持ち続けていた. ところが, EFTA 裁判所の Baudenbacher 長官 から直接の接触を受けた須網が,2007年およ

び 2008 年秋に,早稲田大学において同長官のセミナーを開催することとなり,伊藤も 2 年連続してセミナーに出席したことから,研究を構想することになった.

2.研究の目的

本研究は,多元的法秩序間の調整メカニズムとして,制度化された恐らく唯一の事例と思われる「ヨーロッパ経済領域(European Economic Area)(以下ではEEAと略称する)」の研究を課題とし,EU法・国際法研究への寄与を目指すものである.

しかし, EEA は, EU 全加盟国と,スイスを除く EFTA 加盟国とを構成員とする自由貿易圏として構想された国際機構であるが,EFTA 裁判所(EFTA Court)という独立の裁判所を持っており,更に興味深いことに,同裁判所は,EEA 設立条約の明文規定により,同条約の調印(1992年5月2日)以前のEC 法コーパスを法源として適用し,それ以後のEC 法については,拘束力は無いが参照するとされている.即ち,EEA の内部においては,EFTA 裁判所をEEA 条約の有権的解釈者とする EFTA 法と,EC 裁判所をEC 条約の有権的解釈者とする EC 法とが制度上併存するという,未曾有の制度化がなされている.

独立の法秩序として構想されながら,EC 法秩序と EFTA 法秩序との間で,どのように規範の抵触を調整するための制度設計がなされ,実際にどのように運用されているかを明らかにすることを,本研究の目的とした.

3.研究の方法

従来の研究状況を反映し、そもそも日本の研究機関における EEA 法研究文献資料の所蔵が充分とは言えず、また EEA 法の関係国が、北欧諸国、オーストリア、リヒテンシュタイン、スイス等、日本における比較法研究の手薄な国々であること、更に、本研究の研究対象領域は、国際法とヨーロッパ法の両者にまたがるため、まず研究の基礎作業として、系統的

な文献・資料のリストアップ・収集に努めた.また,EFTA裁判所およびヨーロッパにおける資料収集・調査にも努めた.

ヨーロッパ法専攻者である伊藤・須網,国際 法専攻者である濵本・寺谷が,研究会報告を 行うことにより,EEAの制度概要に関する基 礎的理解を共有し,更に各人の問題関心に基 づく EEA 法上の論点を探し,その問題点を明 確化するよう努めた.

また、文献によってのみでは得難い、現実の 運用についても FFTA 裁判所の Baudenbacher 長官来日の機会に開催されたセミナーにお いて、報告を聞くとともに質疑・討論を行っ た.

4. 研究成果

当初, 殆どゼロから始めた EEA 法研究であっ たが、Baudenbacher 長官来日に伴うセミナー あるいは共同研究者相互間での討議を重ね ながら問題意識・研究手法の明確化作業を行 った結果,具体的なEEAの制度形成に関する 研究 ,EFTA 裁判所判例の分析作業のとりまと めを行うことができた.最終年度には、「法 律時報」誌に「小特集 多元的法秩序間の調 整メカニズム ヨーロッパ経済領域を素材 に」と題し,共同研究者による研究成果を公 表することができた.これは,従来日本では 極めて研究の乏しかった EEA に関する研究論 文を一挙に複数掲載した初の法律専門誌に おける特集となった.より具体的には,伊藤 が, EFTA 裁判所判例が, EEA 法違反に基づく 加盟国の国家賠償法理を形成してきた過程 を,須網が,EU法における直接適用性・優越 原理とEEA法秩序の構造的相違を 濵本がEEA の制度枠組の形成過程を, 寺谷が EEA 法にお ける基本権保障判例の展開に見る複数の国 際人権保護システム競合・交錯を, それぞれ 分析検討した.

本研究の結果,統合度の異なる二つの法秩序 (EFTA と EC)間での「同質性(homogeneity)」 を確保するという試みが、当初の EC 法関係者の予想に反して、実際の帰結においてはほぼ達成されていることが明かとなった.このことは、従来の国際法と全く異なる独自性を持つと言われてきた EC・EU 法の理解にも再考を促すものであり、また従来日本ではあまり知られていなかった、ヨーロッパにおける複数の国際裁判所(EU 裁判所、EFTA 裁判所、ヨーロッパ人権裁判所)相互間、更には国内裁判所との間の「裁判官」対話の重要性をも浮き彫りにするものである.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計23件)

- 伊藤洋一「小特集 多元的法秩序間の調整メカニズム ヨーロッパ経済領域を素材に:企画趣旨」法律時報85巻8号(2013)54-55頁,査読無
- 2. 伊藤洋一「EEA 法違反に基づく国家賠償 法理の展開」法律時報 85 巻 8 号 (2013)67-72 頁, 査読無
- 3. <u>須網隆夫「ヨーロッパにおける憲法多元</u> 主義」法律時報 85 巻 11 号(2013)43-48 頁,査読無
- 4. <u>須網隆夫「EEA 法の法的性質 EU 法・EEA</u> 法・国際法」法律時報 85 巻 8 号 (2013)61-66 頁, 査読無
- 5. <u>寺谷広司</u>「多元的法システムにおける人権保障 EEA-EFTA 諸国における「同質性」の確保」法律時報 85 巻 8 号 (2013)73-78 頁, 査読無
- 6. <u>濵本正太郎</u>「投資条約仲裁ネットワークの国際(世界)法秩序像」法律時報 85 巻11号(2013) 37-42頁,査読無
- 7. <u>濵本正太郎</u>「EEA 法規範の定立過程と EEA-EFTA 諸国国内法秩序における位置 づけ」法律時報 85 巻 8 号(2013)56-60 頁, 査読無
- 8. <u>濵本正太郎</u>「EU 法と国際法-国際法学の

- 観点から」平野仁彦ほか編『現代法の変容』有斐閣(2013年)209-240頁,査読無
- 9. <u>濵本正太郎</u>「権限移譲-EU 投資法の形成」濵本正太郎・興津征雄編『ヨーロッパという秩序』勁草書房(2013年)30-52 頁
- 10. <u>寺谷広司</u>「私人間効力論と『国際法』の 思考様式-憲法学と国際法学の同床異 夢」『国際人権』No.23(2012)9-15 頁
- 11. <u>須網隆夫</u>「EU 競争法の憲法的考察-憲法 的多元主義と EU 競争法の現代化」日本 EU 学会年報第 32 号(2012)65-91 頁、
- 12. <u>須網隆夫</u>「国内裁判所による EU 法の違 憲審査と先決裁定手続」貿易と関税 60 巻 1 号(2012)91-82 頁
- 13. <u>須網隆夫</u>「EU 法と国際法一多元的な法 秩序観と EU 法秩序の性質」福田耕治編 『多元化する EU ガバナンス』早稲田大 学出版部(2011) 7-37 頁
- 14. <u>寺谷広司</u>『国際法』(酒井啓旦・西村弓・ 濵本正太郎と共著)有斐閣(2011)1-36, 78-107,552-690頁
- 15. <u>濵本正太郎</u>『国際法』(酒井啓旦・西村 弓・寺谷広司と共著) 有斐閣 (2011)273-304, 382-475頁, 査読無
- 16. <u>須網隆夫</u>「イタリア憲法と EU 法の優位 イタリア憲法裁判所 2008 年 2 月 12 日判決」貿易と関税(2010)72-65 頁
- 17. <u>濵本正太郎</u>「投資協定に関する欧州連合と構成国との権限配分」、公正貿易センター『投資協定仲裁研究会報告書(平成21年度)』(2010)115-123頁
- 18. <u>伊藤洋一</u>「EC 法の優越とフランス憲法 規範 フランス国内判例の新展開」慶應 法学 12 号(2009)101-170 頁
- 19. <u>伊藤洋一「ヨーロッパ法における多元的</u> 法秩序間の調整問題について」新世代法 政策学研究 4号(2009)93-117頁
- 20. 須網隆夫「EU/EC法秩序とリスボン

- 条約(第4章)」福田耕治編『EU・欧州統合研究-リスボン条約以後の欧州ガバナンス』成文堂(2009)76-99頁
- 21. <u>須網隆夫</u>「EU共通通商政策とWTO (第14章)」福田耕治編『EU・欧州 統合研究-リスボン条約以後の欧州ガバ ナンス』成文堂(2009)270-288 頁
- 22. <u>須網隆夫</u>「自由貿易協定と直接投資」須 網隆夫・道垣内正人編著『国際ビジネス と法』日本評論社(2009)3-31 頁
- 23. <u>寺谷広司</u>「司断片化問題の応答としての 個人基底的立憲主義」世界法年報 28 号 (2009)42-76 頁

[学会発表](計4件)

- 1. <u>伊藤洋一</u>「国際人権保障をめぐる裁判官 の対話 司法的ネットワークの現状と 課題」国際人権法学会,2013年11月23 日,名古屋大学(愛知県名古屋市)
- <u>須網隆夫「ヨーロッパにおける法秩序の</u> 多元性とグローバル立憲主義」,国際法 学会,2013年10月13日,静岡県コン ベンションセンター・グランシップ(静 岡県静岡市)
- 3. <u>伊藤洋一</u>「ヨーロッパ法と憲法規範」, 慶應大学公法研究会 2012年3月4日, 慶應義塾大学(東京都港区)
- 4. <u>寺谷 広司</u>, The Protection of Human Rights through the International Criminal Court as a Contribution to Constitutionalization and Nation-Building, German-Southeast Asian Center of Excellence for Public Policy and Good Governance(CPG), 2011 年1月22日, バンコック(タイ)

[図書](計0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊藤 洋一(ITO, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究科教授

研究者番号:50201934

(2)研究分担者

須網 隆夫(SUAMI, Takao) 早稲田大学・法学学術院教授 研究者番号: 80262418

濵本 正太郎(HAMAMOTO, Shotaro) 京都大学・大学院法学研究科教授 研究者番号:50324900

寺谷 広司(TERAYA, Koji)

東京大学・大学院法学政治学研究科教授

研究者番号:30261944

(3)連携研究者

()

研究者番号: